

☆交通安全に気を付けよう②！・・・学区内の様子から・・・

学区内には、**危険を予測し、回避しなければならない場所**が多くあります。前号に引き続きお知らせしますので、ぜひご家庭でも話し合ってみてください。



左の写真①は、双葉町のセブンイレブンから坂を登り、右折して石巻高校方向へ行くT字路交差点です。道幅が狭い路地なので、車同士がすれ違うのもぎりぎりです。交通量も意外に多く、注意が必要です。危険なので、保護者の皆様が見守り活動をしている場所でもあります(大変ありがとうございます！)。

さて、同じ場所の右下写真②の場面では、どんな危険が予測されるでしょうか。右に見える車が行ったら(止まってくれたら)横断して大丈夫でしょうか。



実際のこの場面では、白い軽ワゴン車が通過してから横断しようと考えました。一旦止まり、後続の車が来ないことを確認して再び歩き出そうとしたところ、下の写真③のような状況になりました。左後方から右折して石巻高校方面へ進む車が来たのです。



右側から車が来ていたので、そちらにばかり気を取られ、左側の注意が不十分だったことが原因で、危険な目に遭ってしまいました。前後左右いろいろな方向に**気を配り、危険を予測して、回避**することが大切です。

通学路に(通学途中に)、その箇所特有の危険はないでしょうか。お子さんと話し合い、安全な歩行の仕方について具体的に助言いただけると幸いです。



☆自転車安全利用五則を守ろう！



『自転車安全利用五則』というものがあります。国が決めた自転車に乗るときの基本的なルールの中で特に重要な内容をまとめたものです。裏面に載せましたのでご覧いただき、ご家庭でのお声掛けの参考にしてください。特に、努力義務の「⑤子どもはヘルメット着用」については、習慣化するようにお願いいたします。

①自転車は、車道が原則 歩道は例外

自転車は、原則車道通行です。

【自転車歩道通行の例外規定】

- * 道路標識や道路標示で指定された場合
- * 運転者が、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- * 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

②車道は左側を通行

自転車は車両の仲間です。車道を通行する場合は道路の左側端を通行しましょう。



③歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

自転車で歩道を通行する場合、車道寄りを通行して、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。



守りましょう！ 自転車安全 利用五則

④安全ルール を守る

○飲酒運転、二人乗り、
並進の禁止



○夜間はライトを点灯

夕暮れ、夜間はライトを点灯して自分の存在を相手に知らせましょう。



○交差点での信号遵守と
一時停止、安全確認

自転車の交通事故は、交差点で多く発生しています。交差点では特に気をつけましょう。



⑤子どもは ヘルメットを着用



自転車用ヘルメットを正しく着用することにより、事故の時、頭部損傷による死亡の割合をおよそ1/4程度に低減することができます。



ヘルメット着用の努力義務が施行されている13歳未満の幼児・児童期に着用を習慣化させましょう。

あんぜん あんしん
安全・安心のためのてんけんカード

年 組 なまえ

※じぶんやおうちのことを てんけんしてみよう。

No.	てんけん内容	てんけんした日				
		/	/	/	/	/
1	指定された避難場所まで歩いたことがある。					
2	何かあったとき、連絡する家を決めている。					
3	おうちのカギの開け閉め（とじまり）ができる。					
4	かかりつけのお医者さんを決めている					
5	救急箱が決まったところに置いてある。					
6	家具の上など、高いところにもものを置いていない。					
7	地震で家具が倒れないようにしている。					
8	地震の時に身の安全を確保する場所を確かめてある。					
9	地震の時、火の元を確かめている。					
10	非常持ち出し袋を用意している。					
11	懐中電灯は決まったところに置いてある。					
12	おうちのまわりには、燃えやすいものを置いていない。					
13	火事の時の避難ルートを決めている。					
14	消火器が備えてあり、使い方を知っている。					
15	電気の安全ブレーカーの扱い方を知っている。					
16	ガスの元せんの扱い方を知っている。					
17	110番や119番の電話のかけ方を知っている。					
18	「子ども110番の家」をいくつか知っている。					
19	知らない人に声を掛けられても、断り方を知っている。					

◎あてはまる ○まあまああてはまる △あまりあてはまらない ×あてはまらない